

裁量ペナルティー ガイドライン（艇）

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会は規則2（公正な帆走）に基づくペナルティー（DNE）を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 – 10%（中点 5%）
 - バンド 2: 10 – 30%（中点 20%）
 - バンド 3: 30 – 70%（中点 50%）
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を自らプロテスト委員会に申し出たか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者や支援者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます（(a) and (b) or (c)）。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するバンド

| | | | |
|-------|---------------|--|-----|
| NOR6 | エントリー番号の表示 | | |
| SI2 | NOR6.6 | 貼り付けてあるが正しい位置ではなかった | 1 |
| | SI2 | 貼り付けていない | 2-4 |
| | | 違反した後に指導に従わなかった | 4 |
| NOR15 | 保険 | | |
| SI28 | NOR15 | 尤もな理由があった | 1-2 |
| | SI28 | 尤もな理由がなかった | 2-3 |
| | | 違反した後に指導に従わなかった | 4 |
| SI4.3 | 選手とのコミュニケーション | | |
| | SI4.3 | 全ての艇に利用可能ではない、無線やデータ、または携帯電話のメッセージの送受信を行った | 3 |
| SI5 | 行動範囲 | | |
| | SI5.1 | 大会役員の妥当な要求に応じなかった | 2-4 |
| SI16 | ペナルティー方式 | | |
| | SI16.2 | セール番号と国を示す文字に不備があった | 1 |
| | クラス規則 | セールストッパー(ブラック・バンド)が無い、または適切な位置にあった | 2 |
| | | バンドを越えてセールを展開した | 3 |
| | | 製造業者が配給および統制する装備を改変した | 3 |
| | | 禁止されているハル/フォイル表面の整形または再仕上げを行った | 4 |
| | | 登録されていない装備を使用した(ただし認証されている) | 3 |
| | | 安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備であった | 1-4 |
| | | 禁止されたGPS またはその他の電子機器を使用した | 4 |
| | | 認証されていない装備を使用した | 4 |
| | | 補正おもりがない、または、正しくない位置にある | 4 |
| | | 規定された許容範囲を超える装備(損傷または通常の損耗を除く) | |
| | | 艇速に影響する可能性がなかった | 1 |
| | | 艇の性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無かった | 2 |
| | | 艇の性能に明らかな影響がある | 4 |
| SI21 | 乗員の交代と装備の交換 | | |
| | SI21.2 | 指示に従わなかった | |
| | | 尤もな理由がある | 1 |
| | | 尤もな理由がなかった | 3 |
| | | 乗員または装備を不適合な乗員または装備に交換した | 4 |
| | | 違反した後に、指導に従わなかった | 4 |

| | | | |
|------|------------|-------------------------------------|--------|
| SI22 | 装備と計測のチェック | | |
| | SI22 | 指示に従わなかった 尤もな理由がある 尤もな理由がなかった | 1 3 |
| SI24 | ゴミの処分 | | |
| | SI24 | 意図的にゴミを廃棄した | 4 |

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

| | |
|--|-----|
| 競技者(自艇の乗員も含む)や競技役員、関係者に危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 及ぼした。 | 4 |
| 艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？ | |
| 有利を得る可能性もなかった。 | 1 |
| 有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 有利を得た。 | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| 無い。 | 1 |
| 懸念されるが、確かではない。 | 2-3 |
| ある。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく審問召集を検討する。) | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| 無かった。 | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

裁量ペナルティー ガイドライン(支援者・支援艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は支援者・支援艇に与える場合には、警告から規則69(不正行為)に基づく処置までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、規則60.3(d)、64.5に基づき、支援者・支援艇の規則違反を理由に関係する艇にペナルティーを課すことがあります。艇に与える場合はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者・支援艇にペナルティーを与える場合は、次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル 2: 1レースもしくはそれ以上のレースにおいて、出艇禁止

レベル 3: 1日以上、出艇禁止

レベル 4: 1日以上、大会会場に入れない

レベル 5: 大会期間中の大会会場に入れない。および規則69に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ

6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベル/バンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベル/バンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか。

- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
 - (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか。
 - (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか。
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的だったか
 - (b) 違反を隠ぺいしようとしたか。
 - (c) 誰かに迷惑をかけたか。
 - (d) 支援者は更なる違反をしたか。
9. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することができます。
10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) 違反により艇が有利を得た場合、有利を得た全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反により艇が有利を得ていない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます((a) and (b) or (c)))。
- (a) 「裁量ペナルティーガイドラインに基づき、出発点を●●と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン7(x)に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーガイドライン8(x)に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」

表1 規則違反と対応するレベル

| | | | |
|-------|-------------|-----------------------------------|-----|
| NOR12 | 支援艇 | | |
| SI24 | NOR12.1 | セーリング会場内に未登録の支援艇がいた | 3-5 |
| | NOR12.2 | 識別旗を指示通り掲揚していたが、飛んだ | 1-2 |
| | SI24.1 | 識別旗を指示通り掲揚していなかった | 3-5 |
| | NOR12.3 | 大会運営艇を妨害したが尤もな理由があった | 1-2 |
| | | 尤もな理由なく大会運営艇を妨害した | 3-5 |
| | | 違反した後に指示に従わなかった | 3-5 |
| | NOR12.4 | 適切な保険に加入していなかった | 3-5 |
| | SI24.5 | | |
| | SI24.2,24.3 | 立ち入り禁止区域の外に留まらない、または指定区域内に留まらなかった | 3 |
| | | レース中の艇に干渉した | 3-5 |
| | | レース中の艇の近くで引き波を最小限にしなかった | 1-3 |
| | SI24.4 | 申告に不備があった | 1-5 |
| | SI24. | 救助要請に従わなかった | 1-5 |

表2 艇へのペナルティーを決定するための一般的な質問とバンド

| | |
|---|-----|
| 艇は、競技上の有利を得たか？ | |
| 有利を得る可能性はない | 1 |
| 有利を得る可能性がある | 2-3 |
| 有利を得た | 4 |
| プロテスト委員会が審問で、艇にペナルティーを課す場合があると書面で警告した後、支援者が違反を繰り返したか？ | |
| いいえ | 1 |
| 懸念はされるが、確かではない | 2-3 |
| はい | 4 |
| 安全を損なう可能性があったか？ | |
| なかった | 1 |
| 可能性はあったが、損なっていない | 2-3 |
| 損なった | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| ない | 1 |
| 懸念されるが、確かではない。 | 2-3 |
| ある | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| ない | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

2021 年 7 月 2 日
 プロテスト委員長 吉本 昌弘